

修復的司法の理念に基づく 対話の重要性

～ハラスメント予防・克服のために～

特定非営利活動法人「対話の会」

副理事長（弁護士） 鴨下智法



少年非行と修復的司法

被害者と加害者の対話をもたらすもの

山田 由紀子



弁護士

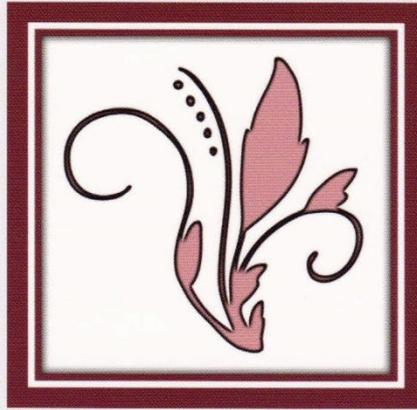
山田由紀子

AKIRA

元受刑者

往復書簡

つぐなうために



受刑者が見た修復的司法の真実と光

新科学出版社



第1章

修復的司法の理念 に基づく 当事者間の対話

第1章 修復的司法の理念に基づく当事者間の対話

1 修復的司法とは

2 「対話の会」の場合

3 「対話」の進行

第2章 修復的司法の理念に基づく当事者間の対話

1 修復的司法とは

2 「対話の会」の場合

3 「対話」の進行

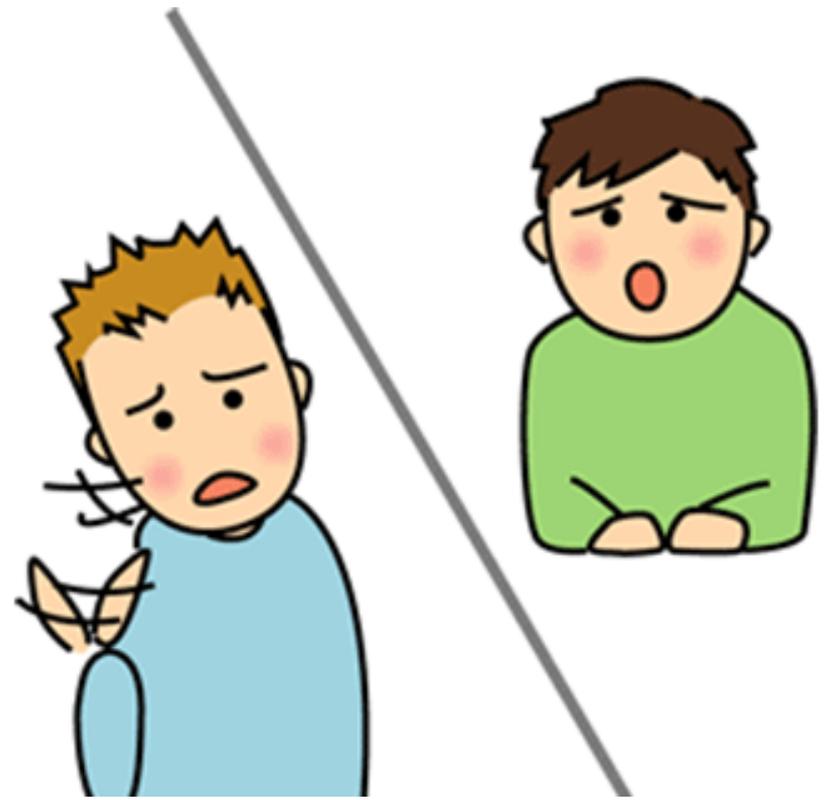
1 修復的司法とは

(1) これまでの司法

- 犯罪は、国家への規律違反
- 国家が、刑罰を科す

⇒ 「応報的」司法





1 修復的司法とは

(2) 修復的司法

(Restorative Justice)

1 修復的司法とは

(2) 修復的司法(Restorative Justice)

- 犯罪は、地域に起きた害悪
- 当事者や地域の人たちが直接
かかわって害悪の影響を修復



1 修復的司法とは

(3) 諸外国における修復的司法

- 被害者加害者調停 (Victim offender mediation)
- 家族集団会議 (Family group conference)
 - ⇒ 土着民族それぞれの「伝統的紛争解決手法」



第1章 修復的司法の理念に基づく当事者間の対話

1 修復的司法とは

2 「対話の会」の場合

3 「対話」の進行

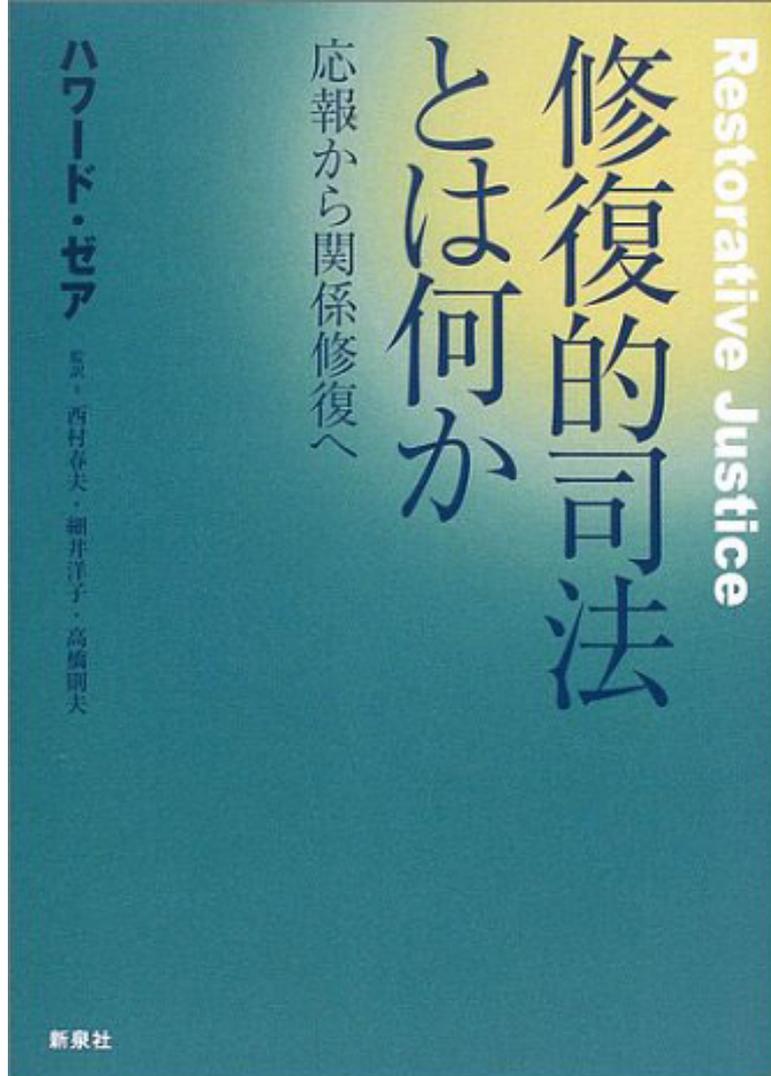
2 「対話の会」の場合

(1) ミネソタ大学修復的司法調停センター

- ・ 被害者加害者調停

+

- ・ 家族集団会議



ハワード・ゼア著
「修復的司法とは何か」
新泉社(2003/6/10)



マーク・S・アンブライト著
「被害者-加害者調停ハンドブック」
誠信書房(2007/9/25)

被害者

加害者



対話の会運営センター



進行役決定



進行役が双方に面談
双方の同意



被害者



対話



加害者

進行役

2 「対話の会」の場合

(2) 「対話の会」への申し込み

- 誰からでも、いつでも、簡単に
- 両当事者の合意、事実関係に争いが無い
- 非公開
- 適確性の判断

第1章 修復的司法の理念に基づく当事者間の対話

1 修復的司法とは

2 「対話の会」の場合

3 「対話」の進行

3 「対話」の進行

- (1) はじめに …… 自己紹介
- (2) 第1段階 …… 体験を語る
- (3) 第2段階 …… 質問と答え
- (4) 第3段階 …… これからどうする？
- (5) 第4段階 …… 合意文書
- (6) その後 …… フォローアップ

3 「対話」の進行

※ 事案

- **高齢者施設で働く職員の自殺未遂**

⇒加害側 介護主任（上司）

⇒被害側 介護員（部下）



3 「対話」の進行

(1) はじめに

- 自己紹介**

3 「対話」の進行

(2) 第1段階

- ・ 体験を語る**

3 「対話」の進行

(2) 第1段階

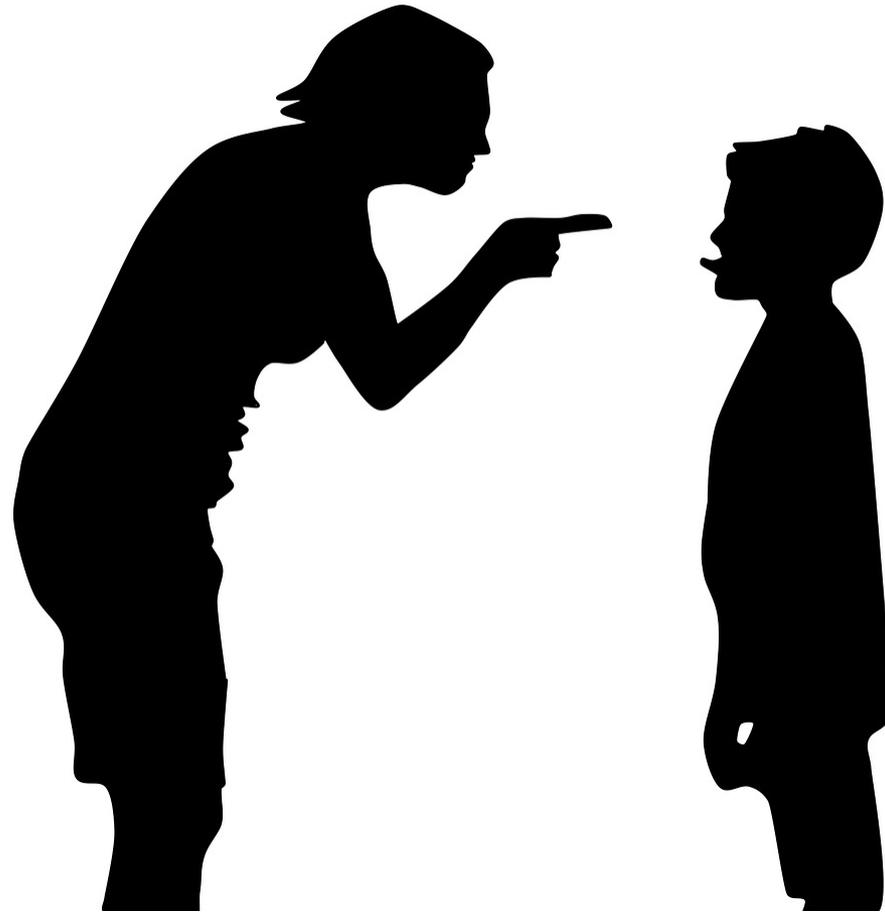
- ・ 体験を語る

※ 私メッセージで語る

3 「対話」の進行

(3) 第2段階

- **質問と答え**



3 「対話」の進行

(3) 第2段階

- ・ 質問と答え

※ 「知りたい」に応える

被害を受けた側が直面する困難

相手方に望むこと（ニーズ）

- ⇒ **事実を知りたい**
- ⇒ **きちんと謝罪して欲しい**
- ⇒ **相応の責任を果たしてほしい**



3 「対話」の進行

(4) 第3段階

- **これからどうする**
 - ⇒ **関係者の望む解決の方法**
 - ⇒ **問題を起こした者も自ら考える**
 - ⇒ **参加者みんなで工夫する**

3 「対話」の進行

(4) 第3段階

- ・ これからどうする
 - ※ 参加者の創意工夫
 - ※ 法律・規則にこだわらない

3 「対話」の進行

(5) 第4段階

- **合意文書の作成**

(例) これまでのことを謝罪する
交友関係を回復するor解消する
周囲の協力も

3 「対話」の進行

(5) 第4段階

- 合意文書の作成

- ※ 作成そのものが目的ではない
- ※ お互いを理解しあうプロセス

3 「対話」の進行

(6) その後

- ・ 合意のフォローアップ**

3 「対話」の進行

- (1) はじめに …… 自己紹介
- (2) 第1段階 …… 体験を語る
- (3) 第2段階 …… 質問と答え
- (4) 第3段階 …… これからどうする？
- (5) 第4段階 …… 合意文書
- (6) その後 …… フォローアップ

3 「対話」の進行

※ これまでの実践例

⇒ 申込件数 90件

⇒ うち対話成立 32件

⇒ いじめ事案, 親族トラブルの事案も

3 「対話」の進行

申込者：被害者側 32件（成立15）
加害者側 58件（成立17）

**事案：殺人2、殺人未遂1、傷害致死6、傷害33、
強盗殺人1、強盗致傷2、危険運転致死傷1、
過失運転致死1、自動車運転過失傷害1、
恐喝8、窃盗10、器物損壊3、放火3、
強制性交等1、強制わいせつ3、いじめ5、
親族関係3、その他・・・**

第1章 修復的司法の理念に基づく当事者間の対話

- 1 修復的司法とは
- 2 「対話の会」の場合
- 3 「対話」の進行

第2章

対話のもたらす効果

第2章 対話をもたらす効果

- 1 「対話」は、紛争再燃を防ぐ
- 2 「対話」は、ニーズを満たす
- 3 「対話」は、距離を縮める

第2章 対話をもたらす効果

- 1 「対話」は、紛争再燃を防ぐ
- 2 「対話」は、ニーズを満たす
- 3 「対話」は、距離を縮める

1 「対話」は、紛争再燃を防ぐ



対話を
経験した
少年

19%

対話を
経験して
いない少年

28%

1990年代、アメリカの大学における調査より

第2章 対話をもたらす効果

- 1 「対話」は、紛争再燃を防ぐ
- 2 「対話」は、ニーズを満たす
- 3 「対話」は、距離を縮める

2 「対話」は、ニーズを満たす

※ 被害を受けた側のニーズ

⇒ 事実を知りたい

⇒ きちんと謝罪して欲しい

⇒ 相応の責任を果たして欲しい

※ 被害を与えた側のニーズ

⇒ きちんと謝罪させて欲しい

⇒ 償いをさせて欲しい





2 「対話」は、ニーズを満たす

		米国	カナダ	イギリス
被害者	対話に参加したことの満足度	79	78	62
	対話の結果への満足度	87	74	79
加害者	対話に参加したことの満足度	90	89	84
	対話の結果への満足度	91	91	100

第2章 対話をもたらす効果

- 1 「対話」は、紛争再燃を防ぐ
- 2 「対話」は、ニーズを満たす
- 3 「対話」は、距離を縮める

被害者と加害者の距離

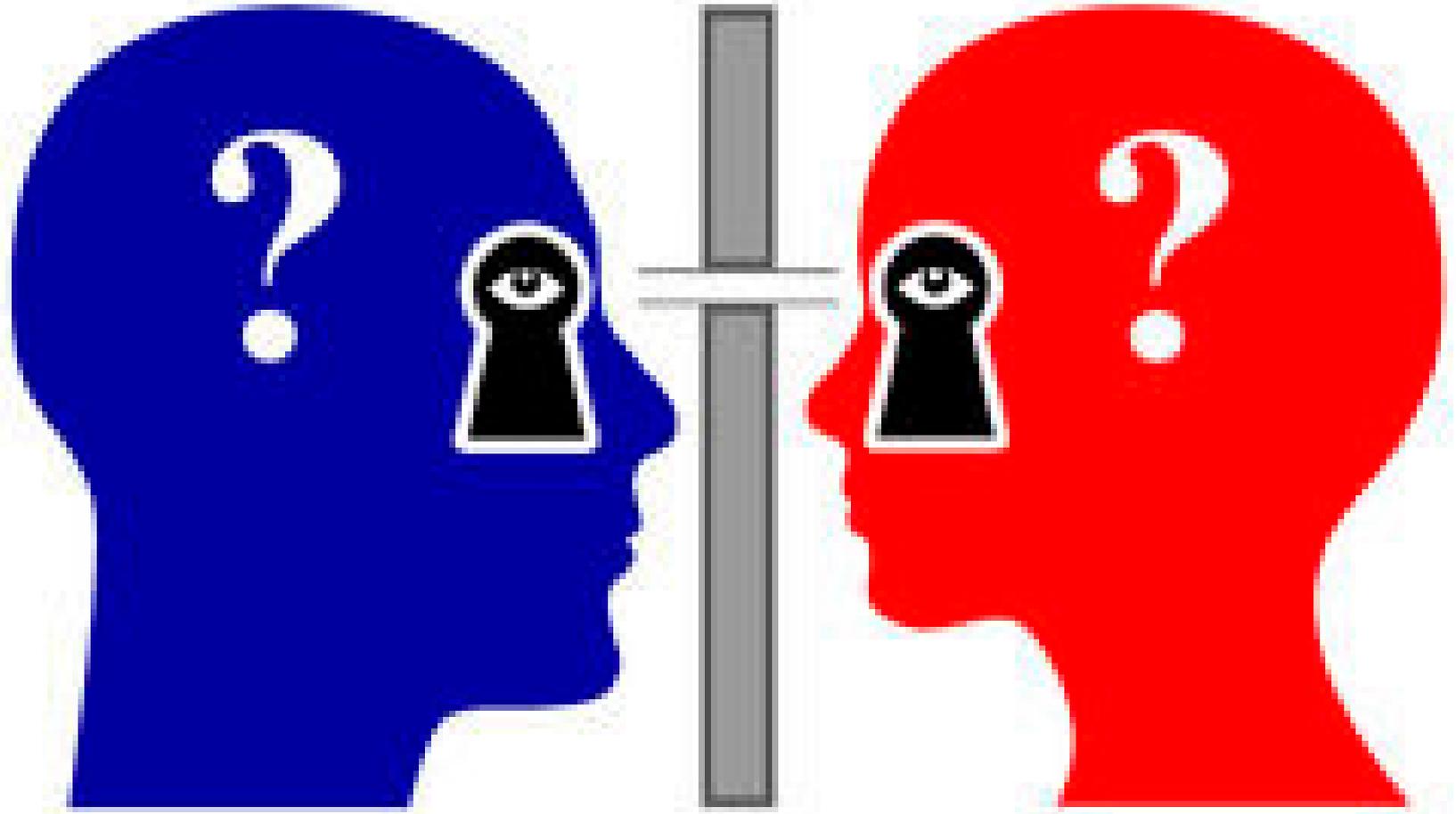
3 「対話」は、距離を縮める

[被害側] ⇔ [加害側]

[被害側] ↔ [加害側]

お互いの疑心暗鬼が『距離』を生む



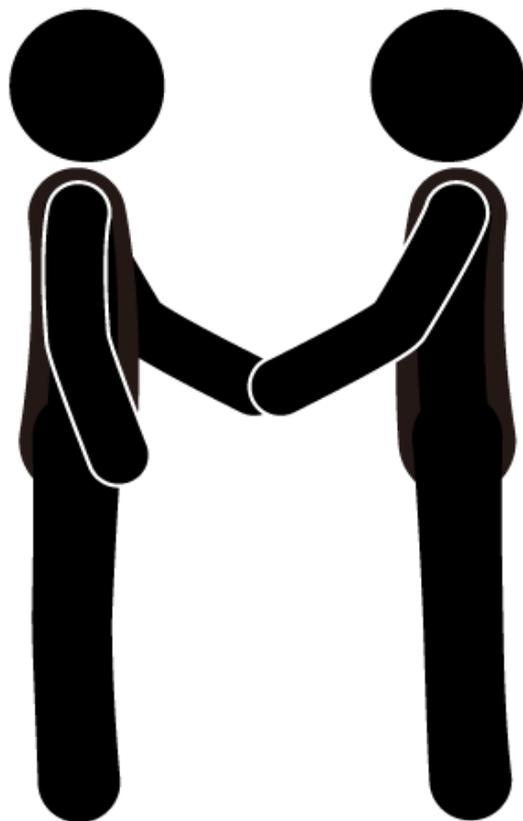




**もし、お互いの声が
届いたら・・・？**



職場におけるトラブルに、地域の争いごとに
修復的司法を活用した「対話」の活用を！



修復的司法の理念に基づく 対話の重要性

～ハラスメント予防・克服のために～

特定非営利活動法人「対話の会」

副理事長（弁護士） 鴨下智法

